

2025年度 成年後見人材育成研修(委託研修)開催要項

成年後見人材育成研修(委託研修) (以下、「委託研修」) は、日本社会福祉士会から都道府県社会福祉士会への委託により実施される研修です。

- 1. 研修目標**
- (1) 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。
(※本研修の修了は、権利擁護センターぱあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)
 - (2) 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

2. 日 時	1 日 目	2 0 2 5 年	9 月	6 日 (土)	9 時 3 0 分～1 6 時 5 5 分
	2 日 目	2 0 2 5 年	9 月	7 日 (日)	9 時 3 0 分～1 6 時 5 0 分
	3 日 目	2 0 2 5 年	1 1 月	2 9 日 (土)	9 時 0 0 分～1 6 時 1 0 分
	4 日 目	2 0 2 5 年	1 1 月	3 0 日 (日)	9 時 3 0 分～1 5 時 4 0 分

3. 会 場 大分市内で調整中

4. カリキュラム (予定) 別紙参照

- (1) 講義・演習等：4 日間 2 3 時間
- (2) 事 前 課 題：指定する6課目は「事前課題」を提出して頂きます。
※課題については、その都度ご案内します。

- 5. 受講対象** 下記のいずれかの者で、「6 受講要件」の全てを満たす者。
- (1) 社会福祉士会の権利擁護センターぱあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者
 - (2) 社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

- 6. 受講要件**
- (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
 - (2) 次に挙げるいずれかを満たす者
 - a 日本社会福祉士会の基礎課程 (基礎研修Ⅰ～Ⅲ) を修了している者
 - b 日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者
 - c 認定社会福祉士である者
 - (3) カリキュラムの全課程を出席できる者

7. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員

大分県社会福祉士会会員 20名

他県社会福祉士会会員 10名 計30名

※他県よりお申込みの場合は所属する県士会の推薦が必要です。

※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

定員を超えた場合は大分県社会福祉士会会員を優先します。

- 8. 受講費** 55,000円 (別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。)
- ※一端納入された受講費は、主催者 (研修を主管する社会福祉士会) の責による場合以外は返金いたしません。

9. 申 込

- ◆申込先 大分県社会福祉士会事務局
大分県社会福祉士会ホームページにあります電子申請システムにて申し込みをおこなってください。
- ◆申込期間 **5月31日(土)まで** 定員となり次第締め切ります。

10. 受講決定

- 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。
- ①主管社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、主管社会福祉士会が決定します。
- ②指定社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、指定社会福祉士会が受講者を決定し、主管社会福祉士会に推薦します。
- ③上記によりがたい事項については、主管社会福祉士会と指定社会福祉士会の協議で受講者を決定します。

11. 受講可否の連絡等

- ・受講可否は、6月下旬ごろまでに郵便にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。
- ・受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。
- ・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。
- ・感染症（コロナ等）が大分県においてまん延した場合は、Zoom参加対応か中止及び延期となる場合があります。

12. 修了要件

- 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。
- ・研修の出席が100%であること
 - ・事前課題を提出すること
 - ・修了評価で一定の水準を満たすこと

13. 研修単位について

- (1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、専門課程の2単位となります。
- (2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。
- 認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）
- 単位数：2単位
- 認証番号：20160004
- 注：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

14. 主 催 公益社団法人日本社会福祉士会
主 管 大分県社会福祉士会

【問い合わせ先】

大分県社会福祉士会 事務局
〔連絡先〕
〒870-0907
大分市大津町2丁目1番地41号 大分県総合社会福祉会館2F
TEL・Fax：097-576-7071
E-mail：oita-jacsw@axel.ocn.ne.jp